

変わりますが変わりません！ ～キログラムの定義改定について～

昨年新聞やTVなどで、「キログラムの定義が変わる」というニュースをご覧になられた方も多いかもかもしれません。

昨年11月13日～16日にフランス・ベルサイユ国際会議場で開催された「第26回国際度量衡総会」において、キログラム(質量)、ケルビン(温度)、アンペア(電流)、モル(物質質量)の基本4単位について新定義が採択され、今年5月20日の世界計量記念日より適用されることとなりました。

現在キログラムの定義は「国際キログラム原器の質量に等しい」とされています。言い換えると、みなさんのご家庭にある体重計や、スーパーなどで肉や魚の内容量を計量するはかりなどが指し示す「1キログラム」は、この「国際キログラム原器」の質量を基準としているのです。

しかし、白金とイリジウムとの合金でつくられた「原器」という「もの」は常に破損や紛失等の危険性があり、実際国際キログラム原器自体の質量が100年間で最大50マイクログラム(マイクロは100万分の1)減少している可能性があることがわかりました。50マイクログラムという量は日常生活には影響ないかもしれませんが、先端技術などでは決して無視できない大きさです。そこで、今後もキログラムの基準が揺らぐことのないよう、量子力学の重要な物理定数で光が持つエネルギーの最小単位「プランク定数」の値を基に新たにキログラムを定義しなおすこととなったのです。

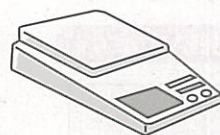
新しいキログラムの定義はこうなります。

「キログラムは、プランク定数 h を正確に
6.626 070 15×10のマイナス34乗ジュール秒と
定めることによって設定される。」

これを見て意味をすんなり理解できる方は正直少ないのではないのでしょうか。そして「定義が変わったら、何か変わるの?」と疑問を持った方もいるかもしれません。今回の改定によって、将来的にはこれまで正確に測定することが困難だった微小な質量を直接測ることが可能となるなど、新たな計測技術の進歩が期待されていますが、みなさんの日常生活や従来の計量計測に直ちに影響を与えることはありません。

ですので、みなさんが今使っているはかりや温度計が、定義改定を境に使えなくなることもありません。定義改定後もそのままご使用いただけます。

みなさんの周りで同じ疑問を抱いている方がいらっしゃれば、ぜひこのことを教えてあげてください。



物価情報

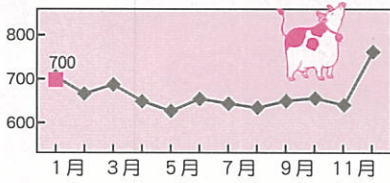
【生活関連物資の1月の価格動向】

◆平成30年 ■平成31年

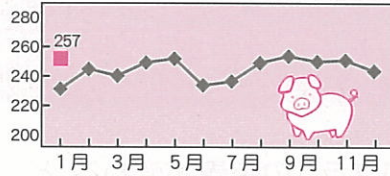
物価に関するお問い合わせは…

☎ 871-0428

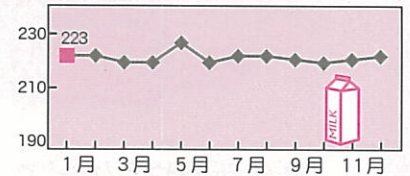
牛肉 (国産・ロース・100g)



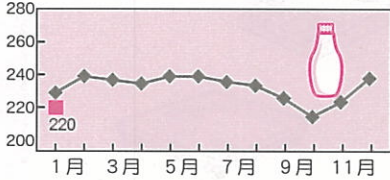
豚肉 (国産・ロース・100g)



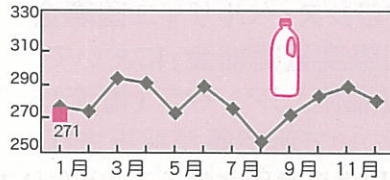
牛乳 (成分無調整・1リットル紙パック入り)



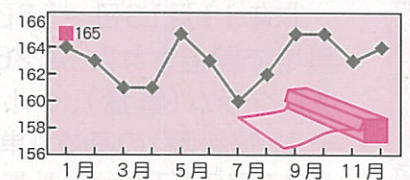
マヨネーズ (ポリ容器入り・450g)



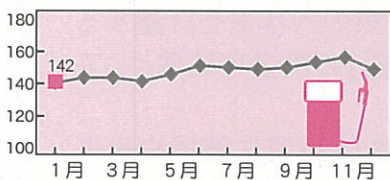
食用油 (なたね油ポリ容器入り・1,000g)



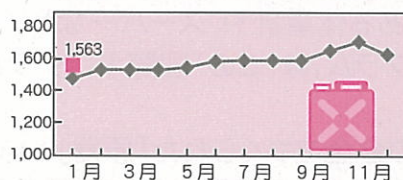
ラップ (ポリ塩化ビニル製・30cm×20m)



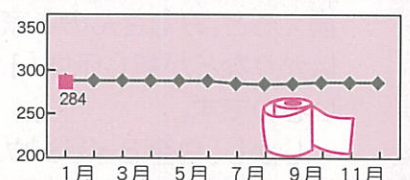
ガソリン (レギュラーガソリン1リットル・現金売り)



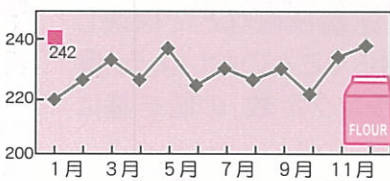
灯油 (18リットル・店頭価格)



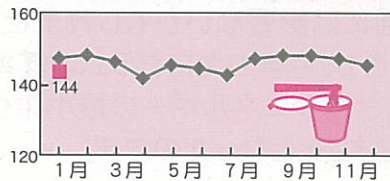
トイレットペーパー (12ロール) シングル又はダブル・再生紙



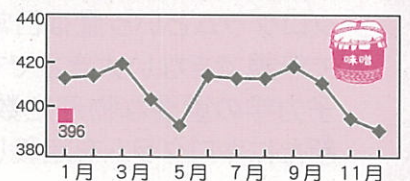
小麦粉 (薄力粉・1kg)



カップ麺 (レギュラーサイズ)



みそ (あわせ味噌・750g)



●結果は平成31年1月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。●価格は消費税を含みます。
●特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。●上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎ 093-861-0999 (戸畑)

北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階(JR戸畑駅横)

相談受付時間 (月～土 ※休館日/日・祝・年末年始)
8:30～16:45 第3土曜日は8:30～13:00

各区にも相談窓口があります。まずはお電話ください。

- 門司 / ☎ 331-8383 ●若松 / ☎ 761-5511
- 小倉北 / ☎ 582-4500 ●八幡東 / ☎ 671-3370
- 小倉南 / ☎ 951-3610 ●八幡西 / ☎ 641-9782

相談受付時間 8:30～16:45(※休館日/土・日・祝・年末年始)

面談による相談は、相談窓口へお問い合わせください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)

電子メールによる
消費生活相談

検索サイトで「北九州市」を検索→市政・区政相談→市の様々な部署の相談窓口→
「2.電子メールによる消費生活相談」→「電子メールによるご相談入口はこちら」をクリック

パソコン・スマートフォン

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階

編集/発行 北九州市立消費生活センター

●北九州市立消費生活センターホームページ

①検索サイトで「北九州市」を検索 ②<らしの情報→安全・安心→消費生活センターをクリック

●お問い合わせ ☎ 093-871-0428 FAX 093-871-7720

No.1809160C 第310号/平成31年3月1日発行

要予約 消費者トラブル無料法律相談

●弁護士による無料法律相談

……毎週火曜日 14:00～16:00

※平成31年3月の第2週は土曜日開催となります。

●司法書士による無料法律相談

……第1、3週金曜日 14:00～16:00

契約や多重債務その他消費者トラブル全般の相談に法律の専門家が応じます。
(相談時間は1件につき30分間です)
※事前予約が必要です。各相談窓口へ電話または来所して下さい。

※二重電話詐欺等に関する警察の相談電話

☎ #9110 (シャープきゅういちいちまる)
(24時間受付)